

米沢市における宿泊税制度内容の検討

1.導入目的

【素案】

米沢の多彩な観光資源の魅力の向上や観光客受入体制の充実、国内外の観光需要の獲得に向けた情報発信、その他宿泊客の増加や交流人口、関係人口の拡大に資する取組等、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。（※（仮称）米沢市宿泊税条例に記載される内容であることを想定）

【参考：第5期米沢市観光振興計画】

■本市の観光の目指す姿

多彩な観光資源の魅力や本市ならではの価値が国内外に広まり、観光客がもっと居たくなる、また来たくなるまち

■重点的視点

- 1.地域資源を活用した滞在時間の長期化を図る滞在型観光の推進
- 2.（仮称）「上杉謙信公生誕500年プロジェクト」に向けた受け入れ体制強化と観光消費額の拡大
- 3.戦略的なマーケティングに基づく国内外の細やかなターゲット層への情報発信
- 4.米沢市版DMOによる観光推進体制の整備

2.宿泊税の使途

米沢市では令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第5期米沢市観光振興計画を令和8年4月に策定し、本市の観光の目指す姿「多彩な観光資源の魅力や本市ならではの価値が国内外に広まり、観光客がもっと居たくなる、また来たくなるまち」の実現に向けて、4つの基本方針を設定し、具体的な取組として12項目の戦略プロジェクトを策定している。

基本方針	戦略プロジェクト	主な取組	
1 選ばれ続ける持続可能な観光	①地域資源を活かした高付加価値での長い滞在を促す観光コンテンツ創出と磨き上げ	ア:温泉を活用した付加価値の高い体験の提供	イ:地域資源を活用した高付加価値の滞在型プログラムの造成
	②多様な主体による観光資源を活用した新たな観光魅力づくり	ア:DMOによる観光魅力づくり	エ:観光関連団体や事業者との連携と各種ツーリズム等推進による観光魅力づくり
		イ:フィルムコミッション事業による観光魅力づくり	オ:(仮称)「上杉謙信公生誕500年プロジェクト」実施に向けた取組
		ウ:アニメ、漫画、キャラクターを活用した観光魅力づくり	
2 魅力あふれる情報発信と戦略的な誘客施策の展開	①観光DXを基盤とした戦略的なマーケティングに基づく国内外に向けたプロモーションの展開	ア:人手不足の解消と新たな人材獲得や育成に向けた取組	ウ:地域貢献型コンテンツの実施
		イ:財源獲得のための新たな取組	エ:観光客と地域住民双方の好循環の実現
	②地域ブランディング向上による誘客促進	ア:隣県や関東地域へのプロモーション	ウ:情報発信の効果的な実施
		イ:インバウンドへのプロモーション	エ:観光客と地域住民双方の好循環の実現
3 ホスピタリティの深化と居心地の良い観光空間の創出	③広域連携による観光魅力づくりと本市への誘客促進	ア:豊かな食の活用	ウ:歴史と文化を活かした観光の推進
		イ:ものづくりのまちを活かした産業観光の推進	
	③米沢市版DMOによる観光推進体制の強化	ア:置賜地域の観光連携	ウ:姉妹都市や友好都市との連携
		イ:周辺地域や隣県との連携	
4 観光振興と市民生活の幸せ向上循環	①観光人材の育成と地域ホスピタリティの向上	ア:観光人材の育成	イ:市民が自分たちのまちについて学ぶ機会の提供
		イ:観光関連施設の管理	ウ:インバウンドの受入体制の強化
	②観光をフックにした関係人口の拡大	イ:施設整備のユニバーサルデザイン化の推進	エ:天元台高原における受入環境の改善
		ア:多様な関係者との合意形成	イ:観光関連団体の業務整理
	①市民生活と観光の調和の推進		
	③市民の豊かさにつながる地域交通の基盤の整備と連携推進	ア:ふるさと納税と移住定住の促進に向けた情報発信	イ:観光客と地域住民の交流促進
		ア:交通基盤の整備	イ:道の駅米沢を起点とした観光客周遊施策の実施

【検討】

宿泊税の税収については、基本方針に沿った取組のうち、新規事業（既存事業の拡大を含む）に充当することを想定する。（「一般財源の代替」としない。）また、災害等の緊急時や社会情勢の変化などへの対応ができるよう宿泊税を財源とする基金を設置する。

	宿泊税活用想定事業 (第5期米沢市観光振興計画の基本方針毎に分類)	年度毎の事業費(千円)			
		30,000	40,000	50,000	60,000
1	選ばれ続ける持続可能な観光	18,000	24,000	30,000	36,000
	①地域資源を活かした高付加価値での長い滞在を促す観光コンテンツ創出と磨き上げ ・温泉を活用した付加価値の高い体験の提供（各温泉地の魅力を活かした付加価値の高い体験や滞在期間の長期化が図られる観光プログラムの造成、持続可能な温泉地づくり、西吾妻山を中心としたトレッキング、ウィンタースポーツ等と温泉を結び付けた観光コンテンツ造成、各温泉間の回遊性向上 等） ・地域資源を活用した高付加価値の滞在型プログラムの造成（ガストロノミーツーリズムの推進 等） ・滞在型観光推進に向けた宿泊者限定特典プログラムの造成				
	②多様な主体による観光資源を活用した新たな観光魅力づくり ・DMOによる観光魅力づくり ・観光関連団体や事業者との連携と各種ツーリズム等推進による観光魅力づくり（スポーツツーリズム等の推進、雪を活用した観光コンテンツの造成、情報発信、誘客促進事業の実施 等）				
2	魅力あふれる情報発信と戦略的な誘客施策の展開	3,000	4,000	5,000	6,000
	①観光DXを基盤とした戦略的なマーケティングに基づく国内外に向けたプロモーションの展開 ・インバウンドへのプロモーション（台湾へのプロモーション、新たな海外市場の開拓 等）				
3	ホスピタリティの深化と居心地の良い観光空間の創出	3,000	4,000	5,000	6,000
	①観光人材の育成と地域ホスピタリティの向上 ・観光人材の育成（セミナー、研修の実施、ランドオペレーター機能の設置 等）				
	②観光関連施設の安心・安全確保と観光客受入体制の整備 ・観光関連施設の管理（観光関連施設の維持管理と計画的な施設整備 等） ・施設整備のユニバーサルデザイン化の推進（バリアフリー化、トイレの洋式化、多言語表記の推進 等）				
4	その他	5,100	6,800	8,500	10,200
	・（仮称）宿泊税基金の積み立て 等				
5	特別徴収交付金	900	1,200	1,500	1,800
	・特別徴収義務者（宿泊事業者）への徴収事務に係る交付金 ※他自治体の事例を参考とし、仮に率を3%と設定する。				

【参考：新たな観光財源の検討に向けたアンケート（宿泊事業者向け）3-(1)】

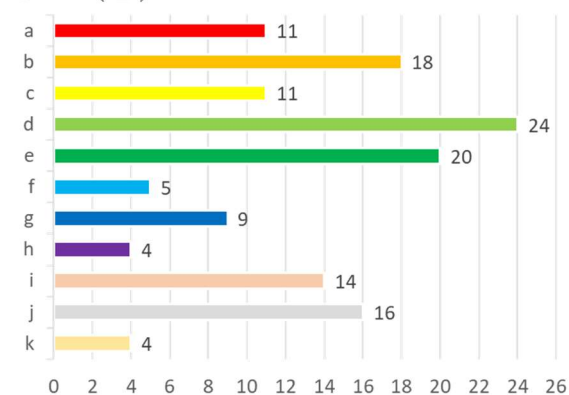
問：近年、全国的に宿泊税の導入が進んでおります。県内においても山形市が導入を決定している状況にあります。冒頭記載のとおり、本市では、受入環境の整備や観光推進体制の強化、市民と観光客の調和等の様々な課題に取り組み、実行していくための安定した財源の確保として、宿泊税の導入についても検討したいと考えています。そこで、その使いみちとして望ましいと思うものを教えてください。（複数回答可）

- a.魅力ある観光コンテンツの創出（例：ライトアップ等による夜間の魅力創出など）
- b.本市の持つ歴史・文化・温泉などの魅力の磨き上げ
- c.観光PRや観光案内所の機能強化
- d.宿泊施設等への受入環境整備に対する支援
- e.老朽化した観光施設等の改修
- f.歴史的建造物の保全
- g.観光地等の公衆トイレの整備（例：洋式化やバリアフリー化）
- h.街なかや観光地での多言語案内の整備
- i.美しい街並みや景観の整備・保持
- j.閑散期における宿泊助成の導入（例：割引クーポンなど）
- k.宿泊業における人材育成・確保の支援

（その他のご意見）

- ・観光地を結ぶ市内交通の充実や、駅を拠点とした交通の利便性に活用してほしい。
- ・遠方からの来客や外国人旅行者等のレンタカー利用も増えているため、道路インフラへの整備はこれまで通り、それ以上の整備を求める。
- ・市街地での夜の散策ができるモデルコースの造成。
- ・宿泊施設は毎年設備面での補修等が必要になる。大きな施設では予算の確保ができるが、個人営業の施設では予算の確保が難しく、その面で補助をいただけるとありがたい。

3－（１）



【参考：第3回新規観光財源等検討委員会での御意見】

- ・今後インバウンド観光客が増えたときを考えるとハード面、ソフト面ともに強化をしていく必要がある。ソフト面でいうと人材育成が必要。ハード整備でいうと、観光地にある公衆トイレの対応や案内板などの整備はまだまだ足りないかと思う。
- ・祭りの規模の拡大や、新たな祭りを作るなどが考えられる。
- ・「滞在型観光の推進」を軸としてそのために何をするのかどのような組織で実行をしていくのかという戦略・組織の整理をしていくべき。
- ・米沢の温泉旅館への宿泊を促すプロモーションや施策に使っていただきたい。宿泊をすることで市内への周遊の促進や本市への滞在時間の増加につながり、結果として観光消費額が高まるような取組を求める。
- ・八湯会の街づくりや上杉文化エリア、米沢駅周辺などをきれいに整備していくということが必要。

3.課税客体、課税標準、納税義務者

【素案】

(1) 課税客体

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）

(2) 課税標準 (1) の宿泊施設への宿泊数（定率制の場合は宿泊料金）

(3) 納税義務者 (1) の宿泊施設への宿泊者

4.徴収方法、特別徴収義務者、申告期限

【素案】

(1) 徴収方法 特別徴収

(2) 特別徴収義務者

- ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（旅館・ホテル等、民泊）
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者（全面的に経営を委託している場合など）

(3) 申告期限 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能

【参考：米沢市入湯税申告期限】

毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、その納入金を納入書によって納入しなければならない。

5.税額/税率、免税点

(1) 税額/税率

【検討】

宿泊税の税額（税率）は各自治体個別に定められており、一律定額制、段階的定額制、定率制の3種の手法がある。それぞれの特徴や宿泊者、宿泊事業者のメリット・デメリットなどを整理すると以下のとおりとなる。なお、多くの自治体が一律定額制もしくは段階定額制を採用しているが、山形市をはじめ定率制を採用する自治体も増えている。

項 目	一律定額制	段階的定額制	定率制
税額	宿泊料金に関わらず一定額で課税 (例) 1人1泊200円	区分ごとの宿泊料金に応じて課税 (例) ①6千円未満200円 ②6千円以上300円	宿泊料金に応じて課税 (例) 宿泊料金の3%
特徴	・税収が宿泊料金の変動に左右されない	・定率制と比べると税収が宿泊料金の変動に左右されにくい	・宿泊料金の変動により税収が変化する

	・段階的定額制、定率制と違い素泊まり料金を算出する必要がない	・宿泊ごとに食事代等を除いた1人あたり素泊まり料金の算出が必要となる	・宿泊ごとに食事代等を除いた1人あたり素泊まり料金の算出が必要となる
宿泊客の負担	・宿泊料金が安価であるほど相対的に税負担が大きい	・一定程度宿泊料金（担税力）に応じた税負担となる	・宿泊料金（担税力）に応じた税負担となる
事業者の負担	・税額計算の事業者の負担が少ない	・税額の計算の事業者の負担は中程度	・税額計算の事業者の負担が大きい
メリット	・税収が宿泊料金の変動に左右されない為、税収額を見込みやすい ・宿泊者にとって税額がシンプルで分かりやすい	・宿泊料金により税額が変わるため、一律定額制と比較すると一定程度インフレやデフレによる宿泊料金の価格変化に対応できる	・繁忙期や閑散期の料金設定、インフレやデフレによる宿泊料金の価格変化に応答性がある
デメリット	・宿泊料金による税額の差がないため、インフレやデフレによる宿泊料金の価格変化に対応できない。	・宿泊者がどの税額区分に分類されるかで支払い時のトラブルが生じる可能性がある ・一律定額制と比べると税収額を見込みにくい ・税額の境界層付近の宿泊料金の設定に影響を及ぼす可能性がある	・宿泊料金の変動が税収に反映されるため、税収額を見込みにくい。 ・税額の基となる素泊まり料金の算出にあたり、支払い時のトラブルが生じる可能性がある

(2) 免税点

【検討】

一定の宿泊料金に満たない場合に課税を行わない免税点を設けることについて、メリットとデメリットを整理すると以下の通りとなる。

項目	免税点を設ける場合	免税点を設けない場合（宿泊料金にかかわらず課税）
メリット	・低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担軽減となり、低価格帯の宿泊施設の宿泊者減少の懸念が減る	・宿泊者及び宿泊事業者にとってわかりやすい制度となる ・一律での課税となるため、公平性がある
デメリット	・制度が複雑なものとなる ・免税点を巡っての宿泊者とのトラブルの懸念がある ・宿泊事業者の事務負担が増大する ・免税点付近の宿泊料金の設定に影響を及ぼす可能性がある ・税収額に影響が生じる ・宿泊者が享受する行政サービスは同じであるため不公平感が生じる	・低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担感の増加につながる懸念がある

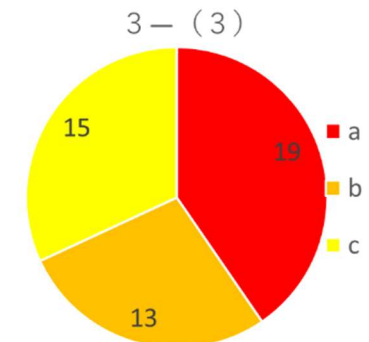
【参考：新たな観光財源の検討に向けたアンケート（宿泊事業者向け）3-(3)】

問：宿泊料金が一定額未満（例えば 5,000 円未満や 10,000 円未満など）の宿泊客から宿泊税を徴収しないこと（課税免除）について、どのように考えますか。

- a：宿泊料金によらず、全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい
- b：宿泊料金が一定額未満の宿泊客からは宿泊税を徴収しないほうがよい
- c：わからない/何ともいえない

（ご意見）

- ・徴収有無を統一しない場合、会計の時紛らわしく、事務処理のミスにつながる。
- ・徴収有無を統一した方が利用者側としては公平感があると思う。
- ・徴収する人としらない人がいると煩雑で分かりにくく、システムで対応できるか不明。



6.課税免除

【検討】

修学旅行生などに課税免除事項を設けることについて、それぞれのメリットとデメリットを整理すると以下のとおりとなる。

項目	課税免除事項を設ける場合	課税免除事項を設けない場合（全ての宿泊者に対して課税）
メリット	・ 課税免除対象の宿泊者の負担感がなくなる	・ 一律の課税となるため、公平性がある
デメリット	・ 宿泊者毎で免税対象者かどうか判断が必要となり、免税対象への該当の有無を巡り宿泊者とのトラブルが生じる懸念がある ・ 課税免除の申請書を記入するなどの事務負担が増大する ・ 宿泊者が享受する行政サービスは同様であり、不公平感が生じる	・ 課税免除規定を設ける自治体と比較したとき、本市における宿泊者の負担感が増す。

【参考：米沢市における入湯税課税免除規定】

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除される。

- ・ 12 歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人
- ・ 学校（大学、専門学校を除く）が教育の一環として実施する修学旅行などの行事に参加する生徒及び引率者（所属学校の長又は教育委員会の発行する証明書が必要となる）
- ・ 東北総合体育大会等、全県規模以上の体育大会に参加する選手等（市長が別に定める期間）

【参考：新たな観光財源の検討に向けたアンケート（宿泊事業者向け）での御意見】

- ・ 入湯税と同様に特定の利用者への課税免除の制度を設けるべき。
- ・ 入湯税との二重取りとなる施設には配慮すべき。

【参考：第3回新規観光財源等検討委員会での御意見】

- ・ 課税免除はなくてよい。宿泊税の有無で修学旅行で米沢市に来ないとはならないだろう。色々な手間を考えるとなくてよい。

7.制度の見直し時期

【素案】

条例施行後、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じる。

制度の見直し時期 条例施行後3年、その後5年ごと

【参考：先行自治体の状況】

全ての先行自治体が、条例施行後、3年または5年を経過後に、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることとしている。

8.特別徴収事務交付金

【素案】

特別徴収義務者に対して、宿泊税額の一定割合を交付し、税の導入に係る事務経費の負担軽減を図る。

・交付額は、他自治体の事例を参考とし、仮に納期内納入額の3.0%に相当する額とする。

なお、先行自治体においては、宿泊税の徴収時における観光施策（税収を活用した事業について）に係る周知への協力金として、宿泊税の納税額に応じた一定割合を交付している自治体もある。

例：仙台市 観光振興協力金（宿泊税納期内納入額の2.5%）

【参考：新たな観光財源の検討に向けたアンケート（宿泊事業者向け）3-(7)】

問：現在利用しているキャッシュレス決済手段とその決済手数料について教えてください。

キャッシュレス決済手段の種別	回答数	決済手数料
a.クレジットカード	29	2%～20%
b.電子マネー (交通系:suica等 その他: waon,nanaco,楽天edy 等)	11	1.98%～5%
c.バーコード・QR決済 (paypay、LINEpay、楽天pay 等)	16	2～6%
d.その他スマホ決済 (Applepay、Googlepay 等)	2	2～4%
e.その他(デビットカード 等)	2	2～4%